

# いじめ防止基本方針

## 1 ひばり野小学校いじめ防止基本方針

### (1) はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命または、心身に重大な危険を生じさせる恐れがあり、決して許される行為ではない。いじめられている児童がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている児童にはその行為を許さず、毅然とした態度で指導していく必要がある。

いじめを防止するためには、教職員全員が児童のいじめに関する課題を共有し、自己の役割を認識しながら、いじめを許さない学校づくりを進めていかなければならない。

そこで、本校では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定及び国のいじめの防止等のための基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「入善町立ひばり野小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

### (2) 基本理念

すべての児童は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。児童が健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。児童は人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、児童は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび児童の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は児童の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。児童にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次のとおり示す。

- いじめはどの児童にも、どの学校でも、どの集団にも、起こりうる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。いじめを防止するには、特定の児童や特定の立場の人だけの問題とせず、広く学校や社会全体で真剣に取り組むことが重要である。児童の健全育成を図り、いじめのない児童社会を実現するためには、学校、保護者、地域、その他の関係機関の連携の下、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しいじめの問題を克服することを主として行う。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように未然防止に努めることを主として行う。

## 2 本校のいじめの実態と課題

### (1) 本校の実態

- ・令和7年度、3件のいじめ事案を確認している。直ちに校内委員会を開き、事実関係を確認した上で、早期に指導を行った。いじめは解消された。
- ・重大な案件はないものの、SNSや携帯ゲーム機等によるインターネットを介したトラブルが発生している。学校では、情報端末の正しい使い方を継続的に指導するとともに、人間関係づくりや啓発活動等で未然防止に努めている。また、家庭とも連携し個別指導にあたっている。
- ・定期的に学校生活アンケートを行うとともに、面談・教育相談を行っている。また、週に1度、児童について教職員が情報を共有する機会を設け、児童理解の元に温かい人間関係づくりに努めている。
- ・各学年の人数が11名以下と少人数であり、保育所の頃から構成メンバーがほとんど変わらないため、人間関係が固定化する傾向にある。

(2) 本校の課題

- ・クラス内での児童の位置が固定化しないように、児童相互の好ましい人間関係を育むように努める必要がある。そのために、児童が進んで関わり合う活動の場を設定し、それを通して互いの違いを理解し合い、一人一人のよさを認め合う集団づくりをする必要がある。
- ・教員は、児童と共に活動して交流を深めたり、日常のきめ細かい観察や教育相談、面接等の方法で児童を共感的に理解するよう努めたりするなど、教師と児童の信頼関係を育む必要がある。

### 3 いじめの未然防止

(1) いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

- ① 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す。
- ② 児童の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする。
- ③ 「どうせ自分なんて」と思わないように自己信頼感を育む。
- ④ 「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す。

(2) いじめの未然防止教育

- ① 児童自身が自分の感情に気付き、適切に表現することについて学んだり、自己理解や他者理解を促進したりする心理教育の視点を取り入れたいじめ防止の取組を行う。
- ② いじめの傍観者が「仲裁者」や「相談者」に転換するように促す取組を、道徳科や学級活動等において行う。
- ③ 発達の段階に応じて、法や自校の学校いじめ防止基本方針についての理解を深めるとともに、司法機関や法律の専門家から法律の意味や役割について学ぶ機会をもつことで市民社会のルールを守る姿勢を身に付ける。

(3) いじめの早期発見対応

- ① 日頃からの児童の言動や表情等の観察から、児童の些細な変化を見逃さない。
- ② 学級の雰囲気から違和感に気付き、いじめの兆候を察知する。
- ③ アンケート調査、教育相談活動を実施する。
- ④ 家庭や地域、関係機関と連携し、いじめに気付くネットワークを拡げる。

[資料] 生徒指導提要 R4 改定 より

### 4 いじめ問題への対応

<いじめを発見したら>

(1) 状況の把握

- ① いじめられた児童から話を聞く。(受容と保護)
  - ア 事実関係を丁寧に聞く。
  - イ 児童の辛い気持ちを受け止める。
  - ウ 保護者の感情を十分に受け止める。
    - ※ 被害者の保護と心の安定を第一に考える。
    - ※ 「全力で守る」ことを伝える。
    - ※ 個人情報に配慮する。
- ② 周囲の児童や教職員から話を聞く。
  - ア 正確かつ迅速に事実関係を把握する。
- ③ いじめた児童から話を聞く。(事実確認)
  - ア 複数の教師で聞く。

- イ 事実確認と指導を混同しない。
- ウ 事実関係を整理しながら聞く。
- エ 食い違いがあった場合は必ず事実を再確認する。

(2) 対応方針の決定

- ① 関係教師による対策チームを編成する。
- ② 情報の共有と具体的対応の見通しをもつ（ケース会議）
  - ア 教職員の役割を分担し、具体的な方策を決める。
  - イ いじめの概要を、全教職員に伝え、全校で取り組む体制を整える。
    - ※ 情報を共有しながら、それぞれの役割を明確にして、常にチームで対応する。
- ③ 保護者へ報告する。
  - ア 被害者と加害者の保護者に、明らかになった事実と経過、今後の予定を具体的に伝え、理解と協力を求める。
    - ※ 保護者の心情を真摯に受け止め、事実を正確に伝える。

(3) 解消への取組

- ① いじめられた児童には、見守りを徹底し、安全と安心を確保する。
- ② いじめた児童には、いじめ行為を繰り返させない。
  - ア 自分の行為を振り返って、与えた傷の重大さを実感できるようにし、自省を促す。
    - ※ 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした指導を行う。
- ③ 周囲の児童には、被害者の立場に立ち、自らの態度を振り返らせる。
  - ※ 加害者と被害者の問題としてではなく、全体の問題として考えさせる。
- ④ 保護者には、当該児童にとって何が必要かを共に考える。
  - ※ いじめられた側の心情に配慮しながら、児童を守り、正しく導くという目的を保護者と共有する。

(4) いじめが解消している状態

- ① 「いじめ行為がやんでいる状態が3か月継続」「被害者が心身の苦痛を受けていない」という2つの条件を満たしていること。

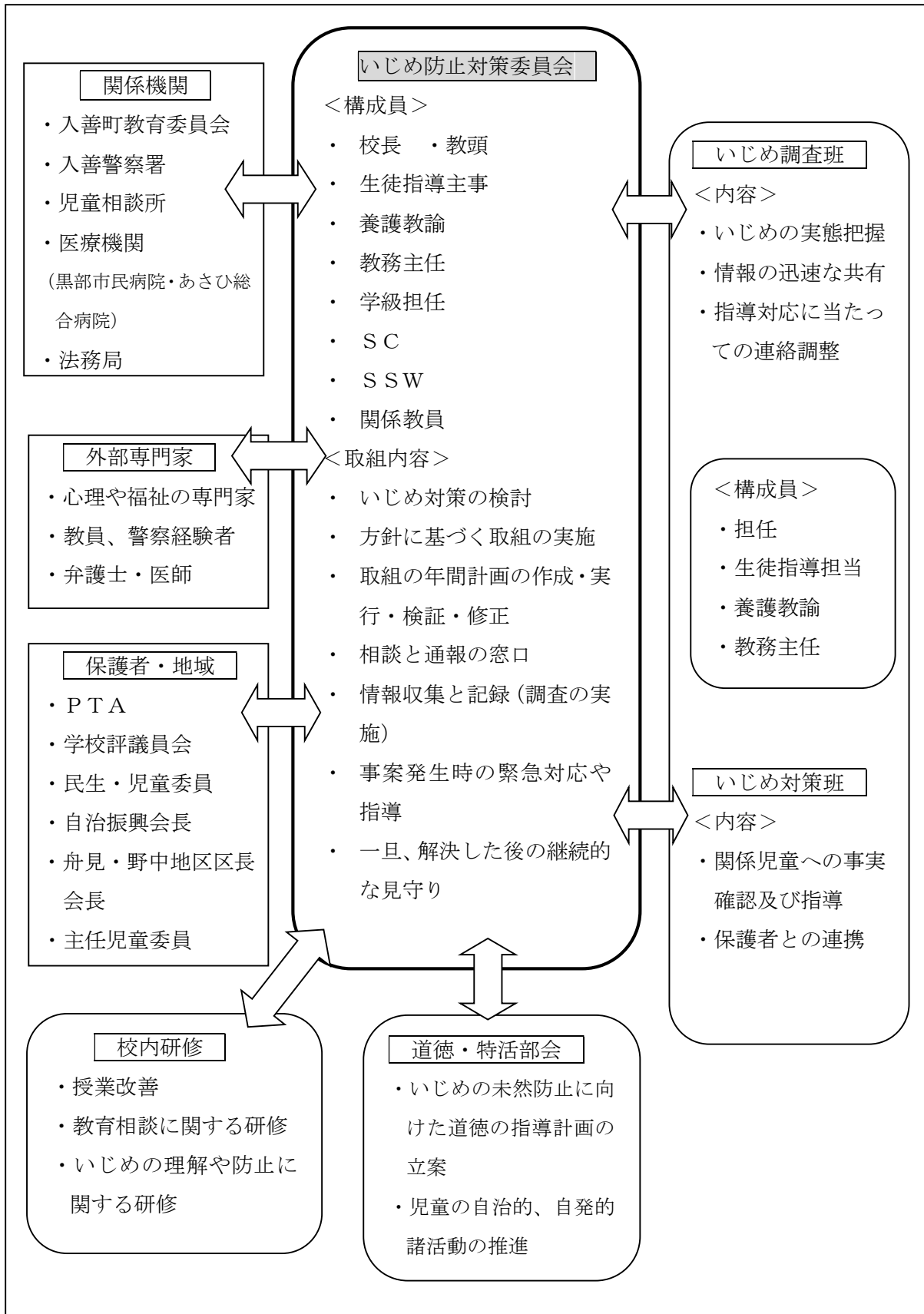
(5) 再発防止

- ① 謝罪の場を設定する。
  - ア いじめられた側に立って設定する。
- ② 全校体制で見守る。
  - ア 全教職員で情報を共有し、いじめ行為を阻止する。
  - イ 各々の教師が、児童と共に過ごす時間を増やす。
  - ウ 関係のある児童や保護者との面談を継続する。
- ③ 指導の在り方を検証し、学級経営を点検する。
  - ア 児童の自尊感情を育む指導を推進する。

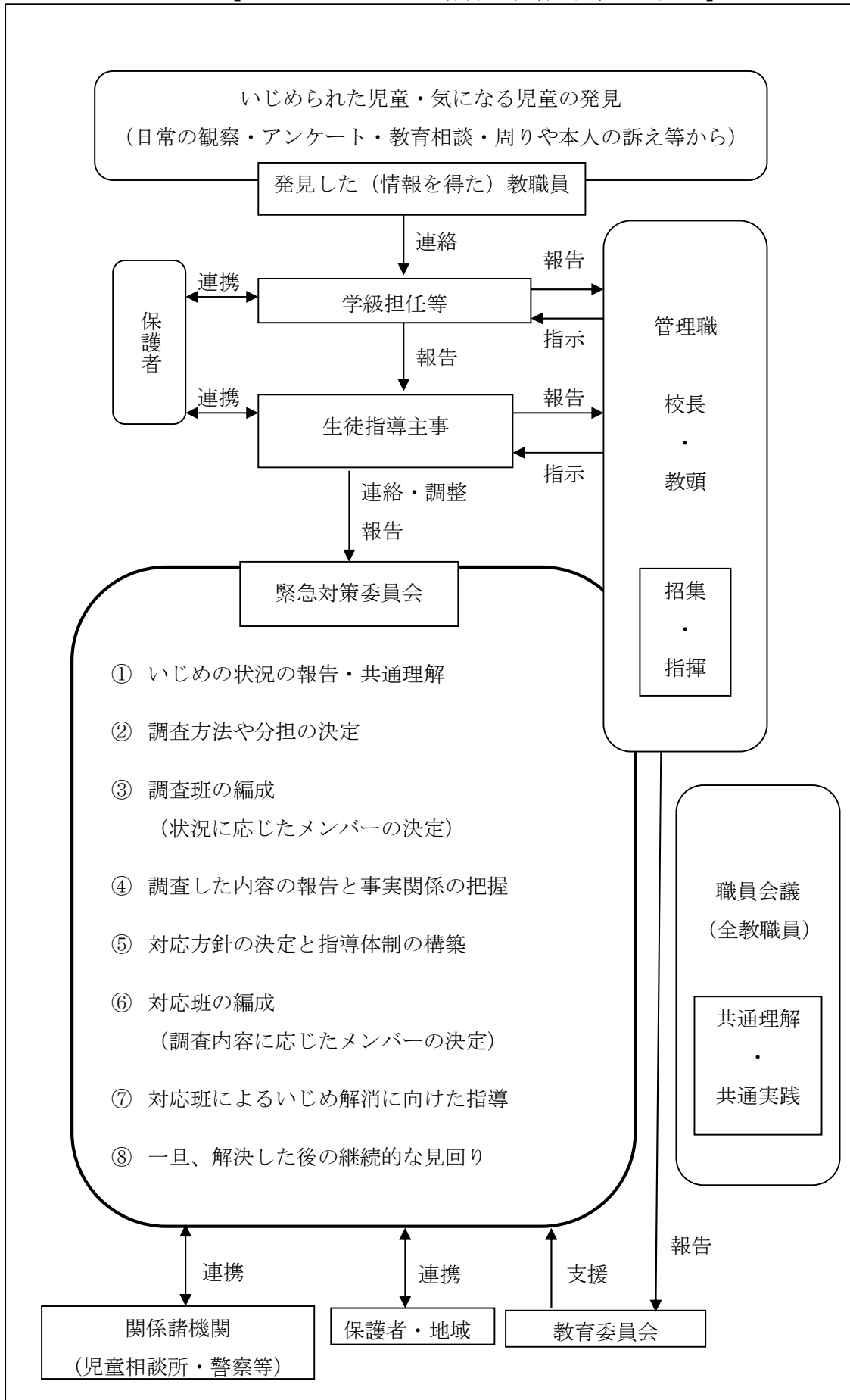


【学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(いじめ防止対策推進法第 22 条に基づく組織)



【いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【 いじめ問題への取組の年間指導計画 】

	4月	5月	6月	7月	8月
校内委員会等	いじめ防止対策委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解 PTA 総会及び学級懇談会での保護者啓発 職員会議	i-check 実施	事案発生時、緊急対策委員会の実施 いじめ問題に関する職員研修会①		
未然防止への取組	いじめ実態把握調査 ①学級づくり 人間関係づくり (係活動、遠足) 道徳や学級活動で話し合った ほわほわ言葉の掲示	道徳教育・特別活動の充実			
早期発見への取組		学校生活アンケート 教育相談週間	学校生活アンケート 教育相談週間 総合質問紙調査による分析	学校生活アンケート 教育相談週間	
		職員会議、終礼等における児童に関する情報交換			

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	いじめ防止対策委員会実施② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認		事案発生時、緊急対策委員会の実施 i-check 実施 いじめ問題に関する職員研修会②			いじめ防止対策委員会実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し	
未然防止への取組	②学級づくり 人間関係づくり (運動会・宿泊学習等) 道徳教育・特別活動の充実		児童会による「人権週間」への取組		③学級づくり 人間関係づくり (縦割り縄跳び集会 6年生を送る会) 道徳教育・特別活動の指導計画の見直し		
早期発見への取組	学校生活アンケート 教育相談週間	学校生活アンケート 教育相談週間	学校生活アンケート 教育相談週間 総合質問紙調査による分析 児童・保護者・教員学校評価アンケート		学校生活アンケート 教育相談週間		
		職員会議、終礼等における児童に関する情報交換					